

あきる野市工事請負契約最低制限価格設定基準

1 趣旨

この基準は、あきる野市が発注する工事の請負契約に係る競争入札において、あきる野市契約事務規則（平成7年あきる野市規則第38号。以下「規則」という。）第29条第1項の規定に基づき最低制限価格を設定することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 対象工事

この基準に基づき最低制限価格を設定する工事は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、規則第26条の規定に基づき、最低価格の入札者を落札者とせず他の者を落札者として決定するときは、この限りでない。

- (1) 設計金額が1,000万円以上の工事の請負契約のうち、競争入札に付すもの
- (2) 予定価格が130万円を超える工事の請負契約に係る競争入札のうち、特に市長が必要と認めるもの

3 算定方法

最低制限価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額（発生材（有価物）の売却費等が含まれている場合は、その費用を合算する。）に、100分の108を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に10分の9を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7に満たない場合にあっては予定価格に10分の7を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.5を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の7を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額

4 特別な場合の措置

前項の規定にかかわらず、最低制限価格の算定ができないもの及び特別なものについては、予定価格の10分の9から10分の7の範囲内において、市長が別に定めることができる。

附 則

この基準は、平成22年7月1日から実施する。

この基準は、平成26年4月1日から施行する。